

## ■教育行政のポイント

### 学校給食費の“公会計化”

菱村 幸彦

やや旧聞に属するが、重要な問題なので、ここで取り上げておきたい。それは学校給食費の公会計化に関するガイドラインである。

学校給食費の徴収に苦勞している学校は少なくない。特に滞納している保護者への督促は、教員の大きな負担となっている。こうした状況を改善するには、学校給食費の公会計化を推進するよりない。

文部科学省は、2019年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、全国の教育委員会に学校給食費の公会計化の取組を一層推進するよう通知した。

#### こんな効果が期待できる

学校給食費の公会計化は、給食費の納入を歳入とし、食材調達費を歳出として、地方公共団体の予算に位置付けることである。ガイドラインは、公会計化の効果として、次の諸点を挙げる。

第1は、教員の業務負担の軽減。給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が行うことになれば、教員は徴収業務から解放される。その分、児童・生徒に向き合う時間を増やすことができる。

第2は、保護者の利便性の向上。保護者は、給食費を地方公共団体の指定する多様な金融機関で納付できる。コンビニでの納付やクレジットカードの引き落としも利用可能となり便利である。

第3は、徴収・管理業務の効率化。徴収・管理業務を行う専任職員の配置や債権管理部門との連携等を通じて、業務の効率化を図ることができる。児童手当からの天引き方式等も可能となる。

第4は、給食費管理の透明化。地方公共団体の予算に組み入れられ、経理面の管理・監督体制や監査機能が充実し、給食費管理の透明性が向上する。

最大のメリットは、公会計化により、給食費の徴収が地方自治法上の債権として取り扱われることである。つまり、学校では実施が難しい滞納者への法的

措置がとり得る。

#### 滞納者への法的措置が可能に

まず、地方公共団体は、給食費の滞納者に対し、次の措置をとる。

- (1) 督促…債権が期限までに履行されない場合、期限を指定して督促する。督促は、強制執行の前提となり、時効を中断する効果がある。
- (2) 強制執行…債権の督促が履行されないときは、強制執行によって履行を請求する。これは原則として訴訟手続が必要となる。
- (3) 徴収停止…債権の履行が著しく困難な場合（行方不明など）や履行させることが不適當な場合（極めて少額など）は、徴収停止ができる。
- (4) 期限延長…債権は、債務者の事情に応じて、履行期限を延長することができる。

次いで、給食費の債権が履行されない場合、地方公共団体は滞納者に対して次の法的措置をとる。

- (1) 民事調停…裁判所における当事者同士の話し合いと合意によって紛争の解決を図る手続である。調停は訴訟の判決と同じ効力を持つ。
- (2) 支払督促…申立人の申し立てに基づいて簡易裁判所の書記官が相手方に金銭の支払いを命じる制度である。相手方から異議申し立てがなければ仮執行宣言付の支払督促となる。
- (3) 少額訴訟…60万円以下の支払について、簡易裁判所で簡易迅速に紛争処理する制度である。
- (4) 通常訴訟…裁判所に正式に提訴する訴訟である。上記の訴訟手続で解決できない場合に行う。これらの法的措置は、地方公共団体の専門部局が行うので、学校の教職員がかかわる必要はない。教員の負担軽減のため、一日も早い公会計化を期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●教員に必須の最新知識をコンパクトにわかりやすく解説！《好評発売中！》

### 教育の最新事情がよくわかる本2020

【編集】教育開発研究所 B6判／定価(本体 2,000 円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

